武蔵国佐々目郷における

鶴岡八幡宮寺の直務支配の解体過程について

松島

周

はじめに

武蔵国足立郡佐々目郷は、現在の埼玉県さいたま市周辺に広武蔵国足立郡佐々目郷は、現在の埼玉県さいたま市周辺に広武蔵国足立郡佐々目郷は、現在の埼玉県さいたま市周辺に広武蔵国足立郡佐々目郷は、現在の埼玉県さいたま市周辺に広武蔵国足立郡佐々目郷は、現在の埼玉県さいたま市周辺に広武蔵国足立郡佐々目郷は、現在の埼玉県さいたま市周辺に広武蔵国足立郡佐々目郷は、現在の埼玉県さいたま市周辺に広

目郷について考究することができる論点は、なお残されている

う時期における内外の状況はかなり明らかになってきたと思わ

ただ、筆者の関心に引き付けて見ると、これらの史料から佐々

一、応永五年における「府中使」の入部

れる。筆者もまた、先行研究によって教えられたことは多く、そこで示されてきた議論に特に異論があるわけでもない。ただ、そこで示されてきた議論に特に異論があるわけでもない。ただ、たのか、筆者なりの視点でいくつかの論点を加えることはできたのか、筆者なりの視点でいくつかの論点を加えることはできたのか、筆者なりの視点でいくつかの論点を加えることはできたのか、筆者なりの視点でいくつかの論点を加えることはできたのか、筆者なりの視点でいくつかの論点を加えることはできたのが、筆者なりの視点でいくつかの論点を加えることはできたのが、筆者なりの視点でいくつかの論点を加えることは多く、そこで示されてきた議論に特に異論があるわけでもない。ただ、をこで示されてきた。

記事を紡ぎながら辿ってみることが、小稿の目的となる。記事を紡ぎながら辿ってみることが、小稿の目的となる。記事を紡ぎながら辿ってみることが、小稿の目的となる。なお、小稿では領主としての鶴岡社が、代官を補任したり、なお、小稿では領主としての鶴岡社が、代官を補任したり、なお、小稿では領主としての鶴岡社が、代官を補任したり、なお、小稿では領主としての鶴岡社が、代官を補任したり、なお、小稿では領主としての鶴岡社が、代官を補任したり、なお、小稿では領主としての鶴岡社が、代官を補任したり、ないのように段階を追って進行したのかを、『事書』や『記録』のように段階を追って進行したのかを、『事書』や『記録』のように関連を表記を記述されている。

うかについては、峰岸氏と田代氏の間で論争がなされた。が 中使」すなわち守護使の入部がこの時実際に行なわれたのかど 部が実現していたであろうことは、ほぼ明らかになったと思わ その結果、峰岸氏が主張されたように、「府中使」=守護使の入 対捍などの状況を一気に打開しようとしたものであろう。「府 捕縛を求めた。百姓側の抵抗を武力で抑え込み、ひいては年貢 入部を要請し、郷内の抵抗の中心となっていた張本百姓たちの 年(一三九八)、武蔵守護に対して武力による佐々目郷内への を打ち出せない状態に立ち至った鶴岡社の供僧たちは、 策が後手後手にまわり、もはや自らの実力だけでは有効な対策 て、多くの論及がなされてきた®。そうした事態に直面して対 いては、既に峰岸純夫氏、 が年貢減免を求め、鶴岡社への抵抗を繰り返していたことにつ 十四世紀末、 応永年間にはいってからの佐々目郷で、 田代脩氏の詳細な研究をはじめとし

換言すれば、この時期の守護使入部の実態を把握しながら、そ効果をもたらし得たのかを具体的に捉えていくことであろう。うなものであり、それが鶴岡社の支配にどのようなサポートのようとするならば、次の課題は、守護使の入部の内容がどのようとするならば、次の課題は、守護使の入部の内容がどのようとがのようにでいて展望しられれてきた鶴岡社や守護など支配層側の対応について展望しらした研究史を踏まえながら、さらに当時の佐々目郷にあ

らかにする作業が求められるということである。れを鶴岡社領である佐々目郷の歴史の中に位置づけ、意義を明

そうした視角に立つと、筆者には従来の研究が、多くの貴重とたい。

史料① (応永二年七月)

と呼ばれる鶴岡社のトップによって任命される内方供僧が増加 て鎌倉殿による任命であったが、のち次第に社務もしくは別当 よる衆会の記録であった。鶴岡二十五坊の供僧はもともとすべ 本章における引用史料は、特に断らない限り、『事書』からで ちである。『事書』が書かれた段階では、外方九坊、内方十六 て任命された、本来の格式とそれゆえのプライドを残した者た した。外方供僧とは、 ある。なお、周知のように『事書』は鶴岡社の外方供僧たちに たことを、『事書』の記述から読み取ることができる。 では鶴岡社の領主支配にとって容易ならざる事態が進行してい (一三九五) に遡って見ていくこととする。この年、 貢減免を要求し、鶴岡社に抵抗していた様相を、応永二年 ただ、話の順番として、まず佐々目郷において百姓たちが年 別当ではなく、鎌倉殿や鎌倉公方によっ 佐 |々目郷 以下、

> す形で行なっていく。 おで記載している。そのため、以下の史料の引用も年と月を示いで記載している。そのため、以下の史料の引用も年と月を示く会議であった衆会の内容を、『事書』は一月ごとにまとめてい方供僧が鶴岡社の経営や所領支配などに関わる方針を決めてい坊という構成であった(『事書』応永六年十一月など)。その外坊という構成であった(『事書』応永六年十一月など)。その外

負之、或皆済之時、可被免出籠舎也、……仍政所方書下如籠、若無参上者、衆中下向之時、仰于府中召誠之、年貢請百姓等被召之、応召而参上者、張本之百姓等入置于社家之云々、就之為内談、御内外方於上宮壇所会合、……先張本佐々目郷当年〔応永二宛〕所務、内々百姓等有強訴全(企。)

【〔〕内は割書。()内は筆者注。以下同ごせることを決め、またそのあと張本百姓十五人のリスト年貢皆済を求める鶴岡社との対立は厳しいものであったが、この年、百姓たちが強訴を企てているとして、鶴岡社側は張本百姓の鎌倉召喚と拘禁を決定する。もし出頭しない者がいた場合には、「仰于府中召誠之」というように、守護の武力を発動しには、「仰于府中召誠之」というように、守護の武力を発動したが、この時、鶴岡社として佐々目郷の百姓たちによる年貢減免の要求と、これ以前から佐々目郷の百姓たちによる年貢減免の要求と、これ以前から佐々目郷の百姓たちによる年貢減免の要求と、これ以前から佐々目郷の百姓たちによる年貢減免の要求と、これ以前から佐々目郷の百姓たちによる年前には、「中国である。」といる。

を佐々目郷の政所(鶴岡社が現地の支配のために任命した者で

に記載が残っておらず不詳である。

は記載が残っておらず不詳である。

に記載が残っておらず不詳である。

に記載が残っておらず不詳である。

に記載が残っておらず不詳である。

に記載が残っておらず不詳である。

に記載が残っておらず不詳である。

される。かってくる展開は、三年後の応永五年、さらに厳しい形で再現かってくる展開は、三年後の応永五年、さらに厳しい形で再現こうした佐々目郷での年貢減免要求が鶴岡社に重くのしか

史料②(応永五年七月)

別紙〕今月十八日巳前、可被進召之状如件、a就当年所務、可被尋聞食子細候、当郷百姓等十人〔交名在

応永五年七月四日 法印(尚賢)

佐々目政所殿

b佐々目百姓等可被進召交名事、

:

已上十人

応永五年七月四日 執行在裏判(尚賢

音之条無謂次第也、今月十八日已前可被申子細之状如件。当郷代官以器用仁可被差置之旨、去月被成書下之処、被無

佐々目政所殿応永五年七月四日

【a、bなどの記号は筆者注。以下同】

なかったらしい。 のである。当時の政所が佐々目郷を離れていたことは、「佐々 打って出ようとした鶴岡社であるが、それは必ずしも功を奏さ していたことが窺えよう。そうした状況の中で再び強硬手段に の動きを押さえ込めない原因になっていると、鶴岡社側は判断 ることができる。そのことが現地の状況を悪化させ、百姓たち 在郷候也」(応永五年六月)などの『事書』の記事から確認す 賊等事、朝夕地下定怖畏候歟、百姓等任雅意候、併是政所依無 目政所代、自去年不在郷事」(応永五年五月)とか「就郷内盗 的存在である政所の、さらに代官である)在郷を求めているも いることへの非難と、代替措置としての代官(鶴岡社の「代官 官として本来は在郷することが求められる政所が、郷を離れて た者と重なると考えられる。cは鶴岡社が佐々目郷に置いた代 引用を省いたが、このうち八人は史料①の十五人に含まれてい よう述べている。bはその百姓たちのリストであり、ここでは 令であり、年貢徴収に関わって十人の百姓を鎌倉へ出頭させる ち事務総長的な立場にある供僧尚賢から佐々目郷に送られた命 この引用は三つの部分に分かれる。aは鶴岡社の執行すなわ

史料③(応永五年八月

以前可被召進之、更不可有緩怠之儀之状如件、招罪科者也、所詮所残五人并其外百姓等、任注文来廿七日a当郷百姓等、先日被召上之処、十人内五人者不企参上之条、

応永五年八月十九日 法印

佐々目郷政所殿

b佐々目郷百姓等可被召進交名事

以上十人

応永五年八月十九日

七月の鎌倉召喚について、百姓十人のうち五人が従わなかっ c 佐々目使者宮下部 各出如已前、

いていく現象であり、鶴岡社側は次第に施す術を失っていくの 圧力にも抵抗の姿勢を変えなかった。それはこのあとにもつづ を指導していた様相が垣間見える。彼らは領主である鶴岡社の われる者たちである。郷内の有力百姓が一貫して年貢減免要求 五人のうち三人は、やはり史料①のリストに名前があったと思 らに五人を加え、再度の召喚を命じている。新たに加えられた たとして、鶴岡社(執行は尚賢から倫瑜に交替していた)はさ

史料④(応永五年九月

a佐々目郷百姓交名

府中注進百姓等交名

応永五年九月十日 以上十人

法印 (倫瑜

ついては誤記であることを承認された『。筆者も、ここだけは

b依当年所務事、為衆中使節被下於人候、 閣諸事在郷候、 注進等不可有等閑候也 定而細々御要可在

応永五年九月十四

廿五人并学頭 各六文

c一、府(衆の誤り)中使節粮物二百文定使節肥後房祐玄

脇堂十人 応永五 〔戊寅〕、九、十五 各四文

うのはやや奇異に見えるが、当時、この政所は佐々目の現地か ら離れていたことは史料②のところで見た通りである。これで り込むことが書かれており、政所には在郷して協力するよう指 徴収のために供僧たちの派遣した使者が鎌倉から佐々目郷に乗 は領主側の命令に従おうとはしなかったのである。bでは年貢 トでは一人が入れ替わっているだけであり、ほとんどの者たち にも繰り返し命令を出している。史料③と較べてこちらのリス は百姓たちが鶴岡社の指示に従おうとしないのも、自然な展開 置くことが当然であるはずの政所にわざわざ在郷を求めるとい 示も出されている。本来は鶴岡社の代官として佐々目郷に身を 八月の出頭命令に従わない百姓たちに対して、鶴岡社が九月

節」となるのに相応しい人物であった。供僧職に補任される(『事書』応永五年十一月)など、「衆中使供僧職に補任される(『事書』応永五年十一月)など、「衆中使あり言、またやはり鶴岡社領である上総国埴生郡一野村霊山寺え供僧たちの指示に従って所領支配のために活動していた者で誤記と見るしかないと思う。肥後房(平川)祐玄は鶴岡社に仕誤記と見るしかないと思う。肥後房(平川)祐玄は鶴岡社に仕

- ^ そしていよいよ武蔵守護の影が『事書』の中にあらわれてく

史料⑤(応永五年十月)

TAKAIELFICH 可被具取、猶以緩怠之儀候者、可有殊沙汰之状如件、 吸、無其儀候条不可然、所詮十五日已前可召出之、若延引 如、無其儀候条不可然、所詮十五日已前可召出之、若延引 如、五百姓等間事、奉書到来候者、早々府中へ可被具参之 a去月廿九日注進、披見候了、

応永五年十月八日

佐々目郷政所殿

旨、府中へ可被召進之状如件、お中へ可被召進之状如件、別兵奉曹之次於十人百姓等者、不応召侯間、罪科至極也、仍任奉曹之次於十人百姓等者、不応召侯間、罪科至極也、仍任奉曹之で被(一可")致弁之由、百姓等致訴訟之間、当年斗以寛も当郷所務事、於御佃者可致半分沙汰、又所相残半分同四分

佐々目政所殿応永五年十月十三日

如牛、次去月府中使者当郷入部粮物事、三十疋事、可為郷役之状、生用府中使者当郷入部粮物事、三十疋事、可為郷役之状、当年納法事、可為三升五合法之旨、堅百姓等可被申含也、

1

応永五年十月十五日

佐々目郷政所殿

直接に「府中使」の入部に関わる内容であり、この問題を考えるための核心的な史料である。室町時代の武蔵守護は関東管えるための核心的な史料である。室町時代の武蔵守護は関東管えるための核心的な史料である。室町時代の武蔵守護は関東管が、朝宗の意を奉じて守護代が担当していたと考えられる。朝宗の時しは犬懸家の被官である千坂越前守が守護代であった。。 aやり、国務は主に守護代が担当していたと考えられる。朝宗の時には犬懸家の被官である千坂越前守が守護代であった。。 a やしには犬懸家の被官である千坂越前守が守護代であった。 a やしには犬懸家の被官である千坂越前守が守護代であった。 a やしには犬懸家の被官である千坂越前守が送った管領奉行人奉が、朝宗の意を奉じて守護代が担当していたと考えられる。朝宗の奉行人を指示が出され、それをうけて武蔵守護代が動き、守護使入部があった。とになり、当時は犬懸上杉家の朝宗がその戦にあった。 2 世界により、この問題を考えるための核心的な史料である。 2 世界により、 3 世界により、 3 世界により、 3 世界により、 3 世界により、 5 世界

ちに行なわれていたことをまず確認しなければならない。らみて、守護使の佐々目郷入部は、「去月」すなわち九月のうれていたことを物語るであろう『。そうであれば、この記述かていることは、この「府中使者」が武蔵守護のもとから派遣さ「入部」の語が用いられていること、「粮物」が「郷役」とされ

れたにもかかわらず、少なくとも九月の段階では佐々目郷で張

であり、何らの記述も残さないというのはやや考えがたいことであり、何らの記述も残さないというのはやや考えがたいことの入部が実行されていたことを示すような記述は全く見出すことができないからである。それは史料⑤のこを除けば、十月のとができないからである。それは史料⑤のこを除けば、十月のとができないからである。それは史料⑤のこを除けば、十月のたができないからである。とかし、もし守護が鶴岡社の要請をうけて佐々目郷に武力を投入し、数年越しの問題であった百姓たちの年貢減免要求を抑え込むような措置をとっていたであり、何らの記述も残さないというのはやや考えがたいことであり、何らの記述も残さないというのはやや考えがたいことであり、何らの記述も残さないというのはやや考えがたいことであり、何らの記述も残さないというのはやや考えがたいことであり、何らの記述も残さないというのはやや考えがたいことであり、何らの記述も残さないというのはやや考えがたいことであり、何らの記述も残さないというのはやや考えがたいことであり、何らの記述は対しない。

記されており、管領奉行人奉書が発給され武蔵守護代に伝達さ到来候者、早々府中へ可被具参之処、無其儀候条不可然」と明側が作成した書下である。そこには「抑十人百姓等間事、奉書踏まえた)佐々目郷政所の報告をうけて、十月八日付で鶴岡社民にすると、次の点も気に掛かる。史料⑤のaは、九月二十九是にすると、次の点も気に掛かる。史料⑥のaは、九月二十九之らに、守護使の入部が九月に行なわれていたとの事実を前さらに、守護使の入部が九月に行なわれていたとの事実を前

のように思われる。

本百姓十人の捕縛が実行されていなかったことが確認される。本百姓十人の捕縛が実行されていなかったことが確認される。本百姓十人の捕縛が実行されていなかったことが確認される。本百姓十人の捕縛が実行されていないのであれば、そもそも供僧たちが期待したようななるであろうことを想定していたのである。逆にいえば、守護使の入部が必要とさなるである。だからこそ、供僧たちもそれが郷民に対する抗を得なくなる。だからこそ、供僧たちもそれが郷民に対する抗を得なくなる。だからこそ、供僧たちもそれが郷民に対する抗なるであろうことを想定していたのである。その百姓捕縛が実なるであろうことを想定していたのである。その百姓捕縛が実なるであろうことを想定していたのである。その百姓捕縛が実なるであろうことを想定していたのである。その百姓捕縛が実なるであろうことを想定していたのである。その百姓捕縛が実なるであろうことを想定していたのである。とが確認される。本百姓十人の捕縛が実行されていなかったことが確認される。本百姓十人の捕縛が実行されていなかったことが確認される。

ることなのである。換言すれば、ここでは守護使の入部が仮定するなかば恫喝めいた言辞は、あくまで予想として言われていた。前記のように郷内の損害が強調されていた。「若延引候者、府中使可入部候、其時分可為郷内之煩候」すなわちその時こそ府連使が郷内に入部するであろうから、もしそうなれば佐々目郷もお前も大変な損失を蒙ることになるのだぞ、との政所に対郷もお前の手で実現しない場合にこれから起こり得る可能性とでに政所の手で実現しない場合にこれから起こり得る可能性と

れから起こる可能性のある事柄として語られていた。の未来形で述べられている。それは、未だ起こっておらず、こ

理しようとする議論は、これまでに行なわれてこなかったと思明とようとするほどに、史料⑤とから導き出される、既に守護使の入部がなされたという事実確認とはかけ離れた想定が生ずるのである。aの「抑十人百姓等間事、奉書到来候者、早々府中へである。aの「抑十人百姓等間事、奉書到来候者、早々府中へである。aの「抑十人百姓等間事、奉書到来候者、早々府中へである。aの「抑十人百姓等間事、奉書到来候者、早々府中へでありながら、一方ではそれがまえる。かくて史料⑤全体を通覧な不快感を示していたことが窺える。かくて史料⑤全体を通覧が不快感を示していたことが窺える。かくて史料⑥全体を通覧が大いたと、それゆえそれがますしていないことに露骨期待していたこと、それゆえる。かくて史料⑥全体を通覧が表していたことが発表していたと、とのように、『事書』の記事に沿って事態の展開を整理し以上のように、『事書』の記事に沿って事態の展開を整理してようとする議論は、これまでに行なわれてこなかったと思いた。

探ってみることが必要である。その検証抜きでは、守護使入部で賄える守護使とは一体どの程度の規模であったのかを、まず額は三十疋であるという。三十疋は三百文にあたるが、この額れた筈の守護使の入部にかかった費用は郷役とされるが、その部粮物事、三十疋事」という記述にあると考える。九月になさ

この問題点を検討するための鍵はcの「去月府中使者当郷入

掲げる。 てみることが役に立つと思う。筆者が気付いたものを一括しててみることが役に立つと思う。筆者が気付いたかの記事を抜き出しには、『事書』の中から、鶴岡の供僧や衆中使節たちが各地にの意味を具体的に捉えることは困難であろう。この検証のため

史料⑥

I (応永二年五月)

上使

文宛定、五月十六日〕、一、綿貫継玄、佐坪下道用途事〔三百文下行、一人分十二

Ⅱ(応永二年七月)

Ⅲ(応永二年閏七月)

佐坪郷為当年所務、両使〔綿貫継玄・平川祐玄〕被下之、

Ⅳ(応永二年八月)

一、佐々目下向四人分粮物、各出支配、

一口分百五十三文、廿二口合三貫三百六十六文〔此外目本社廿五人内四人下向衆除之廿二人〔加学頭一口分定〕、

銭三十三文]、

脇堂

外目銭九文〕、 座不冷〔一口分七十八文〕五口分合〔三百八十五文、此

大乗経〔一口分三十九文〕五口分合百九十五文〔此外目

三文]、

都合四貫文

佐々目使節粮物百文分宛^{宮下部}V(応永五年七月)

二十五人鱼支、学頭分豆、脇堂十人鱼支、

七月四日

ずれも史料に記されたままである。例が見出せる。なお、数字は計算があわないものもあるが、いこのほかに、史料④cの部分があるので、あわせて六つの事

向に際して百文が支給されていた。級の役職者ともいうべき彼らの場合、鎌倉から佐々目郷への下一番下はⅡ・Vにあらわれる宮下部である。鶴岡社に仕える下の身分に応じて三つのランクに分けられたことが見てとれる。以上の事例について確認していくと、おそらく派遣される者

文は、Ⅰに「下道用途」とあること、またⅢの際に鶴岡社の執総国佐坪郷に赴いたⅠ・Ⅲでは三百文が支給された。この三百郷に派遣された時は二百文と、宮下部の倍額になっている。上綿貫上総房継玄や平川肥後房祐玄の場合である。④cで佐々目次は「上使」「両使」などとして派遣される④c・Ⅰ・Ⅲの

『計》(ふくご 男ご門)行尚賢から佐坪郷政所に送られた書下に

沙汰候、於堂(当)社分者、一遍可勤其役候、一、両使在郷之間、厨雑事、百姓中事者雖同扁候、史料⑦(応永二年閏七月)

負担しなければならないものだ、というのが前半の文意であるなどは現地側で負担せよ、これは鶴岡社領ではどこでも等しく支給されたものであろう。佐坪に逗留中の上使二人の飲食費用と見えることから、鎌倉から佐坪までの片道分の費用として

用が、基本的に片道分を示しているらしいことは推定できる。関は一人分一貫文というから、供僧たちが出し合った往路分の類は一人分一貫文というから、供僧たちが出し合った往路分のではなく現地に負担させる費用の額に関しては、供僧たちとへの報酬も含まれていたと思われるが、自分たちの懐から出とへの報酬も含まれていたと思われるが、自分たちの懐から出とへの報酬も含まれていたと思われるが、自分たちの懐から出とのではなく現地に負担させる費用の額に関しては、供僧たちが甚だ鷹揚に水増しを認めていたことは推定できる。

もし守護使が佐々目郷に入部する場合、その主体となる者たあった平川祐玄のさらに五倍、宮下部に較べると十倍である。ての額である。一人分では一貫文になるから、④cで二百文で最後にⅣであるが、これは供僧が佐々目郷に下向するに際し

ちは、 をつとめ、そのかわりに一定の給分を与えられていた」と指摘 として抱えており、……彼らは会所の当番や所領への使節など うことになろうか。彼らについては山田邦明氏が「鶴岡社は応 供僧クラスではなく、平川祐玄や綿貫継玄などに近いものとい される可能性が高いであろう。そうした存在をさきほどの三ラ 永をかなりさかのぼるころから、近辺の武士を「衆中奉公仁. ンクの中で位置づけようとすると、最下層の宮下部や、 遣よりも、 活動を行なう武士であったと思われる。また、遠隔地からの派 たとえば使節遵行のように守護代の命をうけて現地での 佐々目郷周辺に知行を有しているような武士が動員 別格の

> ことになる。この点をもう少し具体的に捉えることができない なされていたとしても)かなり小規模なものにとどまっていた 永五年九月になされたという守護使の佐々目郷入部は るといわざるを得ない。この金額から推測できる限りでは、応 として郷内に賦課された三十疋(三百文)はあまりに少額であ このように話を進めてくると、史料⑤cで守護使入部の粮 (実際に

ことができると思われる。

には三百文を片道分として支給されるクラスの者を規準にする

であろうか。

の中に手掛かりを見出せない。そこで佐坪郷の事例に目を向け されたといっても、何日かかってそれを消費したのかは『事書 目郷へと下向する場合、 のはやはり綿貫継玄や平川祐玄の事例である。ただ、彼らが佐々 を目安として粮物の支給を受けたのか。その推測の材料となる そもそも守護使が活動する場合、一人当たり一日いくらほど 鎌倉からの片道分として二百文を支給 以下の事例を見出す

ことができる。 ると、鎌倉と現地との連絡時間について、

史料⑧

(応永四年六月

き付けてみれば、平川祐玄や綿貫継玄など『事書』に登場する あったことが提示されたといえよう。それは、筆者の関心に引 節として用いていた者たちは、鎌倉近辺や各地の武士たちで

衆中奉公仁」が、守護の武力として動員される領国内の武士

中奉公」を誓約させる」ことも指摘されている音。総体的にみ には在地の武士を代官に任命するにあたり、そのかわりに「衆 命されることが最も一般的であった」こと、さらに「応永初年 鶴岡社の所領の代官には現地の近くに根拠をもつ有力武士が任 されている。ことが参考になる。山田氏は「室町期において、

山田氏の研究によって、鶴岡社が所領の代官や衆中の使

去廿三日注進、同廿九日到来了、…… 応永四年六月七日 法印

佐坪政所殿

II(応永四年七月

郡佐々目郷への下向には二百文、上総国埴生郡佐坪郷への下向 使の入部にかかる費用を考える場合には、鎌倉から武蔵国足立 たちと相似の存在であろうということである。以上から、

— 10 —

七月四日注進、同七日到来、披見了、……

応永四年七月八日

(応永七年八月) 佐坪政所殿

今月六日注進、同七日到来令披露候了、……

岩名手入道殿 八月七日

顕

姓各連判押書状捧之旨、岩名手入道〔光阿〕注進之、……」(応被成書下之処、鎌倉進以弐斗九升代分可致沙汰之由、廿五人百である。Ⅲの充名である岩名手入道に対してこのように述べていることに坪の地にいる岩名手入道に対してこのように述べていることに関心ない。「佐坪・一野両村斗代事、可為三斗代之由、度々に対しない。」といる。Ⅲの充名である岩名手入道光阿もおそらく同様に政所である。Ⅲの充名である岩名手入道(光阿〕注進之、……」(応 正の充名である岩名手入道(光阿)注進之、……」(応 世名連判押書状捧之旨、岩名手入道(光阿)注進之、……」(応 世本の地にいる岩名手入道(光阿)注進之、……」(応 世本の本の、明本に対している。 「大阿)は近之、に対している。 「大阿)は近之、に対している。 「大阿)に対している。 「大阿)に対している。 「大阿)に対している。 「大阿)に対している。 「大阿)に述之、……」(応 は間違いない。 「大阿)に対していることに対している。 「大阿)に述べていることに対している。 「大阿)に述之に対している。 「大阿)に述べていることに対している。 「大阿)に述べていることに対している。 「大阿)に述べていることに対している。 「大阿)に述べていることに対している。 「大阿)に述べていることに対している。 「大阿)に述べていることに対している。 「大阿)に述べている。 「大阿)に述べないる。 「大阿)に述べないる。 「大阿)に述べないる。 「大阿)に述べないる。 「一、 「大阿)に述べないる。 「大阿)に述べないる。 「大阿)に述べないる。 「大阿)にないる。 「大阿

永七年八月)という『事書』の記述からも、それは顕らかであ

のであろうか。

が多い一方で、いくらかの日を経てから送られることもあったが多い一方で、いくらかの日を経てから送られることもあったの鎌倉までの移動に六日程度の時間がかかっていることになら鎌倉までの移動に六日程度の時間がかかっていることになら鎌倉までの移動に六日程度の時間がかかっていることになら、1は二十三日付の佐坪政所からの注進が二十九日に鎌倉のい。Ⅰは二十三日付の佐坪政所からの注進が二十九日に鎌倉のい。Ⅰは二十三日付の佐坪政所からの注進が二十九日に鎌倉のい。Ⅰは二十三日付の佐坪政所からの注進が二十九日に鎌倉のい。Ⅰは二十三日付の佐坪政所からの注進が二十九日に鎌倉のいることもあった

三百文を受け取っているのであるから、一日当たりの粮物は百る。鶴岡社からの上使はそうした距離を下向するために一人分る一両日程度といったところが妥当な数字であるように思われのではないか№。実際の移動に要した時日は、ⅡやⅢから窺え

文強から二百文程度という計算になる。

この計算を踏まえて、三十疋=三百文の粮物しか支払われて

では、この「府中使者当郷入部」は一体なんのためになされたきを抑え込むための措置としては、甚だ不十分なものである。それでは鶴岡社が時折派遣している上使たちとほとんどなる。それでは鶴岡社が時折派遣している上使たちとほとんどなる。それでは鶴岡社が時折派遣している上使たちとほとんどいない応永五年九月の守護使入部を見直すと、たとえそれが近いない応永五年九月の守護使入部を見直すと、たとえそれが近

な守護使入部がなされる筈という感覚を持っていたことも、⑤別として)鶴岡社は間もなく百姓たちを捕縛するための大規模たことになる。一方、十月に入ると(現実がどうであったかはそも問題を解決するための最終的な手段と見なされていなかっとである。すると鶴岡社にとっては、九月の守護使入部がそもとになる。一方、十月に入ると(現実がどうであったかはたことになる。一方、十月に入ると(現実がどうであったかはたことにないのは、前記のように史料⑤cにおいて九月の守護注意したいのは、前記のように史料⑤cにおいて九月の守護

はさむにしても)ただちに守護代の指示をうけた武力が郷内に 奉書の発給につづいて(先遣隊の派遣というワンクッションは 現を切望していた様子が読みとれる。 情報が得られないのではなかろうか。 かっても、 史料⑤からは、 なっていることも、 中使者」を小規模なものとして当然視することも、またそれ以 くらでもあった筈である。こう考えれば、鶴岡社が九月の「府 理から百姓の動き、鶴岡社側の協力態勢など、必要な情報はい いたのであろうか。史料⑤aからは、鶴岡社側がその早急な実 降になると本格的な守護使の入部が間近いと期待するように 確実な情報を得ようとするのは、むしろ当然であろう。 をあげるためにも、自らの損害を出さぬためにも、より詳細で 武力の投入を求められる現地の守護代の側では、介入の実効性 岡社の持つ情報などは提供されていたことであろうが、 管領奉行人奉書が出されていた『と思われ、武蔵守護代にも鶴 視察・連絡のための先遣隊と考えることができるのではなかろ 九月の「府中使者」とは武蔵守護代のもとから派遣された現地 [々目郷派遣と、以後の鶴岡社側の期待と現地督励の様子は分 では、このあと、本格的な守護使の佐々目郷入部は実現して からは窺うことができよう。このように話をつなげてみると、 峰岸氏の指摘のように、守護使入部に際しては鎌倉から それ以上の本格的な守護使入部についてはほとんど 九月段階での守護代による少人数の「使者」の あわせて説明がつくと思われる。おそらく 本来ならば、管領奉行人 自然地 実際に

> 入り、 足利氏満が没していることも、関東管領や守護側の動きを鈍ら 応永六年四月)
>
> ・。また、この応永五年十一月四日に鎌倉公方 翌年四月には公文(政所・代官)が補任され直している(『事書 進めていたようであり®、多少の曲折はあったようであるが う。実際、この直後から鶴岡社は新しい佐々目郷政所の選定を ような鶴岡社側の態勢の不備などが影響を与えた可能性もあろ わったのか。後者であれば、政所がしばしば郷内に不在となる る意図はあり先遣隊も派遣したものの、そのあとに事情が変 関与するつもりはもともと無かったのか。あるいは要請に応え 護側は鶴岡社の要請に応えるポーズはとったものの、 たと判断することが妥当であろう。その理由は不詳である。 入部は、先遣隊を派遣したのみで、実質的な展開には至らなかっ には、このあとのそうした展開を示すような記事を見出すこと 期待する展開であったと思われる。しかし、少なくとも『事書 はできない。史料に即して考える限り、 十人の張本百姓を捕らえて連行するというのが、 佐々目郷への守護使の 積極的 彼らの

かったのかというものとは異なる形で、一定の事実確認を進めるように心掛けたつもりであり、守護使の入部があったのか無及できるのは以上である。史料⑤cのように特に問題の焦点に及できるのは以上である。史料⑤cのように特に問題の焦点に及ぞきな、鶴岡社や守護など支配層側の動向について、筆者が言めぐる、鶴岡社や守護など支配層側の動向について、筆者が言

せる方向に作用したのかもしれない。

関係が機能不全に陥る事態が生じていたと評価できよう。とれたと思う。少なくとも、応永五年の佐々目郷では、この協力いであったが、ただ、その関係がどこまで有効に作動し得るのかは、さまざまな条件によって異なっていたといわざるを得なかは、さまざまな条件によって異なっていたといわざるを得なかは、さまざまな条件によって異なっていたといわざるを得なかは、さまざまな条件によって異なっていたといわざるを得なかにある。少なくとも、応永五年の佐々目郷での動きを確認してくると、そこでは峰岸氏が指摘さ佐々目郷での動きを確認していたと評価できよう。

終わっており、それ以降の佐々目郷でどのような事態が進展し た確かであろう。 が強まり、 むしろ自然な流れであったと思われる。ただ、そのような方策 ねる(委ねざるを得ない)という選択肢が浮上してくるのは、 の武力行使も期待できるような地域の大勢力に郷内の統制を委 による介入も実現しないのであれば、残る方策としてある程度 地武士層の政所補任では郷内の動揺に対処できず、守護の武力 月)という展開を招来したと想定される。それまでと同様な在 ある豊嶋氏ミが佐々目郷公文に補任される(『事書』応永七年八 ろうか。それがやがて、応永七年に至り、南武蔵の有力国人で の維持のために新たな方策を探らざるを得なくなるのではなか このような事態が生じてくると、鶴岡社としても、所領支配 従来から指摘されてきたように、「結局在地領主の影響力 事実上八幡宮の直務支配に終止符がうたれることが 残念ながら『事書』の記事はこの応永七年で

討しなければならない。それは次章での作業となる。ていったのかについては、およそ六十年後の史料から改めて検

、長禄・寛正年間の佐々目郷について

応永期から半世紀以上の間、

佐々目郷のことを語る史料は見

外方供僧は珎祐を含めて三坊だけになっていたのであるが。 き残したとされる史料である。 頃になってからである。なお、『記録』は一名を『香蔵院珎祐 ろうか。 始めていた鶴岡社の佐々目郷支配がどのように展開したのであ と突入していた。 関東管領上杉氏、 三年(一四五四)末に享徳の乱が起こり、古河公方足利成氏と 応仁・文明の乱が勃発する直前である。 片的ながら興味深い記事が散見される。この時期は、京都では 料には、佐々目郷をはじめとする各地の鶴岡社領に関して、断 とに外方供僧の会議で何が話し合われたのかをまとめたこの史 禄三年(一四五九)から寛正三年(一四六二)にかけて、 記録』ともいうように、外方供僧の一人であった珎祐が主に書 十五世紀も半ばを過ぎ、『記録』が残されている長禄・寛正の 出すことができない。漸くいくらかの視野が開けてくるのは 堀越公方足利政知らが睨み合う動乱の時代 その中で、 既に応永期から危機的状況を呈し もっとも、この時期には既に、 東国では一足早く享徳 、 月ご

によって呑み込まれていたことが読みとれる。この間、 えなければならない状況に立ち至っていた鶴岡社の佐々目郷支 応永期には既に、豊嶋氏という近隣の地域勢力を政所として迎 田氏の視角は小稿の考察にとって導きの糸となるものである。 れた®。筆者もこれらの先行研究から学ぶ点が多かったし、山 なっていたのであろう」として統一的に把握する枠組を提示さ れらの現象を「おそらく佐々目郷の代官には太田道灌の部下が を指摘された®点が、特に重要に思われる。さらに山田氏はそ も及び、農民たちがその武力の前に抑圧されていた」ことなど と農民との結託があった」らしいこと、「武士の勢力が郷内に 究も明確に捉えていた。支配層側の動向に注目する小稿の関心 地の百姓たちもその勢威の前に圧伏されていく流れを、どの研 からは、 田道灌が佐々目郷にも強い影響力を行使しており、鶴岡社も現 ながらも、当時の南関東を代表する大勢力となりつつあった太 る論点は、 の時期の佐々目郷の問題にも触れられている『。そこに共通す の業績がありば、また丸山雍成氏もその様相に言及されたは。 たと評価することができ、 ?直務支配と呼べるような体制は終焉に向かって押し流されて それから六十年あまりを経た頃、さらに巨大な武家勢力 山田邦明氏は鶴岡社と代官との関係を追究する中で、こ 田代氏が「農民たちの年貢減免要求の背後には、政所 太田道灌への着目である。扇谷上杉家の家宰であり 応永と長禄・寛正のふたつの段階 鶴岡社

ないのであるが、ただ『記録』から復元される歴史像の細部にこうした研究史に付け加えるべき論点を筆者はほとんど持たはほぼ一貫したつながりを持つことになる。

当該期の佐々目郷については、『記録』を駆使した田代脩氏

以下に述べるのは、そうした視点から筆者なりに描いた、当該拡大に関わる論点にも触れることができるのではなかろうか。きるのか。そこに目を向けることで、ひいては太田道灌の勢力うな者であり、その活動にはどのような特色を見出すことがでうな者であり、その活動にはどのような特色を見出すことがでついては、やや独自の視点から言及できる点もある。たとえばついては、やや独自の視点から言及できる点もある。たとえば

の記載部分を示していく。に掲げていく史料は『記録』からの引用であり、年と月でもとに掲げていく史料は『記録』からの引用であり、年と月でもとまず当時の佐々目郷政所職をめぐる状況を瞥見したい。以下

期の佐々目郷支配をめぐる関係者の動きである

史料⑨(長禄三年十一月)

者也、 公仁二可被成御恩者也、 及異儀騒挙申間、 者未二職兼帯也、 挙取、今月執行方へ遣者也、然間致衆会、不可叶由返事仕 仁之御恩間、平河 へ不渡、結句太田左衛門 □□自(佐々目*) 重而彼方ヨリ雖申、 計有衆会御談合、 神明子神也、今度彼二位向衆中致緩怠 郷内白鬚神里 (資長、出家して道灌) 堅今度委細ヲ可申也、 補任所、 (田_カ) 彼二職ヲ召上、衆中奉 政所菟角申、 前々衆中奉公 彼二位房 方ヨリ吹 平河方

彼白鬚神領事者、

去六月ヨリ沙汰在之、

如前々衆中奉公仁

儀申也、 之可為御恩、衆会同心処ニ、至于延引条、偏ニニ位房依異

仁之御恩地、田舎法師被補事不可然次第也、…… と然間、平河左衛門二郎者奉公ヲ引申者也、向後者衆中奉公

史料⑩

(寛正元年二月

彼二位房方へ依被仰、 雖執行方へ遣、 衆中奉公平川佐 「被成御恩処ニ、二位房、太田弾正 然間、 雖□ (補) 衆中承引無之処ニ、 定 任給、 衛門 弥々彼二位方得力申間! 三郎 平川御恩無之、 佐々目郷内白□ 衆中内一両人無同心由、 (道灌*) 方へ申彼吹挙、 政所未渡者 (鬚 神

多少こみいった部分のある記述であり、整理しながら意味を いたのは、便宜的に a と区分した部分ではこの記事がまとめられた 十一月段階での状況が語られているものの、bでは遡ってそこ に至るまでの経緯が示され、cでは再び現在に戻り、さらに将 を構成になっている点である。⑨bをみると、次のような経過 を構成になっている点である。⑨bをみると、次のような経過 とて、長禄三年六月に「衆中奉公仁」である平川左衛門二郎を にで、長禄三年六月に「衆中奉公仁」である平川左衛門二郎を が分かる。佐々目郷の白鬚神田を誰に与えるか供僧たちが相談 が分かる。佐々目郷の白鬚神田を誰に与えるか供僧たちが相談 が分かる。佐々目郷の白鬚神田を誰に与えるか供僧たちが相談 が分かる。佐々目郷の白鬚神田を誰に与えるか供僧たちが相談 が分かる。佐々目郷の白鬚神田を誰に与えるか供僧たちが相談 が分かる。佐々目郷の白鬚神田を誰に与えるか供僧たちが相談 が分かる。佐々目郷の政所であり、本田道灌の推薦を取り付けて いたのは佐々目郷の政所であり、太田道灌の推薦を取り付けて

> 二職兼帯也」は「未」を再読せず「いまだ~のままである」と 二職を召し上げようとしているのであるから、「彼二位房者未 所自身と受け取るしかないであろう。一方、⑨を通読して分か 白鬚神田への補任について吹挙を得ていたのは、 語が無いことである。この文章を素直に読めば、 たいのは「政所莬角申……今月執行方へ遣者也」の部分に目的 うか)しか書かれていない。もうひとつは何か。ここで注意し 位房の職は「神明子神」(おそらく郷内の神明社の分田であろ 必要があろう®。ただ、⑨aを読めば分かる通り、ここには二 解して、「まだ現在も二職を保有したままである」と読解する 与え直そうとしたのである。この場合、供僧たちは二位房から 出そうとする。二位房の持つ二職を没収し、「衆中奉公仁」に はその要求を認めず、さらに二位房に対する厳しい対応を打ち 十一月には鶴岡社にその旨を伝えてきたという。 太田道灌から しかし供僧側 主語である政

也」と記されることと重ねれば、白鬚神田への補任で太田方の所莬角申……結句太田左衛門方ヨリ吹挙取、今月執行方へ遣者吹挙、雖執行方へ遣」とあることでより補強される。⑨aで「政のではないか。この推測は、⑩に「二位房、太田弾正方へ申彼ののはないか。この推測は、⑪に「二位房、太田弾正方へ申彼る。すなわち当時の佐々目郷政所は二位房が補任されていたのる。すなわち当時の佐々目郷政所は二位房が補任されていたの

二位房は同じ事柄についての非難の対象とされていたことにな

位房の行動であった。そうであれば、この記事の中で、政所とるように、供僧側が白鬚神田に関わって問題視していたのは二

じていたのであろう。 供僧たちからみれば⑨cのように「田舎法師」であったかもし 認しようとする動きがあらわれていた。二位房は確かに鶴岡の 房ラインへの妥協を模索しようとする現実的な対応も一方で生 実力を持っていたことも事実なのであり、それゆえ太田―二位 れないが、太田道灌の下に属して佐々目郷の政所となるような 職の安堵は勿論であろうが)白鬚神田への補任についてさえ承 になって猶それを実現できず、却って供僧の一部からは うに、それは惨憺たる失敗に終わった。長禄三年十一月の時点 意図した二職の没収、すなわち政所からの解任と「神明子神 で二位房の解任を決めながらも、翌寛正元年(一四六〇)二月 への補任の取り消しは成功したのであろうか。⑩に明らかなよ では、そうした政所である二位房への反撃として供僧たちが (「政所未渡者也」

⑤)、居座ったままであり、 解任される筈であった政所職を鶴岡社に返上しようとは 供僧側の足並みの乱れを見透かした二位 鶴岡社にとっ (政所

房を佐々目郷政所から解任したことを示すような記述は、『記ての悪循環が深まっていくのである。これ以後、鶴岡社が二位

このように、太田道灌という武家勢力が、領主である鶴岡社録』に見出すことができない。

簡単な確認を行なっておきたい。

九月) との姿勢を示すことになり、 果を生まないのである。ただ、この展開は一方で「依彼是当年 可致進納」と百姓に対しては強硬姿勢を示し (同前)、その結果 納入するから、三十貫文は年明けまで待って欲しいと返答した 九月)。これに対しては百姓たちが抵抗し、年内に七十貫文を して政所に副え、反銭賦課が実施されたのである(寛正元年閏 局は外方も屈服し、「衆儀同心領掌被申上者、是非ヲ不可申」 太田道灌の要請をうけて、政所に賦課を指示したのである。結 たらしいが、社内の大勢とはならなかった。鶴岡社では執行が 供僧が「一味同心」して太田に対抗すべきであると主張してい 目郷に賦課された。珎祐たち外方供僧は反対であったようで、 るものになる。寛正元年、太田方からの命令による反銭が佐々 方供僧が「政所方へ書下成事不可然由」を主張する(寛正二年 貢減免を強く求める政所すなわち二位房の姿勢に対しては、 したのである(寛正二年十一月)。このように百姓とともに年 け入れられないと四分の一にまで減額して、政所に納入を指示 抵抗を崩せないとさらに妥協して三分の一に減らし、それも受 を納入するよう求めていた(寛正二年十月)が、 ところが第二の点に注目すると、佐々目郷の様相は全く異な |々目郷反銭、今月八日、百十貫文進納者也||という結果になっ 太田道灌の実力を背景に政所が動けば、 など、鶴岡社内にも強い不信感を示す者たちがいた。 しかし、 鶴岡社は「衆中領掌申上者、 鶴岡社から佐々目郷に使者を派遣 百姓側の抵抗も成 早々ニ百十貫文 政所と百姓 外 の

> とは、それだけ鶴岡社側の取り分へのしわ寄せが生じることの 供僧中所務可為延引哉」との結果ももたらしていた(寛正元年 限られた郷内の収益から太田の取り分が確保されるこ

半面でもあったのである。

え、その点で百姓との「同心」が可能であった反面、 あろう。寛正二年の春、太田方より鶴岡社に対して、 が太田道灌の配下に属する者であった)と理解するのが妥当で 時は太田道灌の配下が政所に任ぜられていた(すなわち二位房 を整合的に捉えるためには、 の段階での佐々目郷の様相なのであった。こうした政所の役割 けられる流れを、政所が現地で作りあげていたというのが、こ き離し、次いで百姓からも取りあげ、それらが太田方に振り向 さなかったといえよう。郷内からの収入を、まず鶴岡社から引 らし、またその結果として鶴岡社への年貢が減少することも辞 らの要求については、それを貫徹するために百姓の抵抗を蹴散 を考えると、鶴岡社に対しては年貢納入をできるだけ少なく抑 仕方がないと述べている(寛正二年三月)ことも、二位房の 執行に対し、珎祐が、太田方に「所領ヲ預申」している以上は 之由申、 からの夫馬の借用すなわち徴発が要求された時、「百姓等難儀 在任という文脈の上で理解すべきであると思われる。 以上のような展開の中で政所 然者年貢等可有無沙汰候也」として反対しようとする 山田氏が指摘された選ように、 (二位房) が果たしていた役割 太田方か 佐々目 当

ただ、当該期の佐々目郷を太田道灌が実質的に自らの勢力下

した現象の背景に存したのではなかったか。主家である扇谷上あっても、唯一の広域的な武家勢力ではなかったことが、こうおそらく当時の南関東においては、太田氏が比較的強大では

できるのであろうか。

たということになろう。そこにどのような意味を見出すことが領主としての伝統的な権限を尊重する枠組を崩そうとしなかっに対して実力による支配を進める一方で、形としては鶴岡社の象を総体としてみれば、太田道灌-二位房のラインは佐々目郷

守 門尉」とあるのは、景仲の嫡子景信と推測される)が長尾尾張 当時の長尾氏では大黒柱であった景仲 手は、山内上杉家の家宰である長尾氏であったと思われる語。 ては『記録』に次のようにみえることが参考になろう。 長尾尾張守が武蔵守護代であったことが分かる。この件につい 押領人の違乱を退け、雑掌に渡し付けるよう命じている感。当時 とえば寛正二年四月に、上杉房顕の奉行人(二名のうち「右衛 上杉房顕の下で、武蔵の国務にも関わっていたと思われる。た 景仲は上野の白井長尾氏を継いでおり、拠点も上野に置かれ れると、上杉陣営の中心となって成氏方との戦いをつづけた。 さらに享徳三年(一四五四)末に管領上杉憲忠が成氏に殺害さ 対立し、宝徳二年(一四五〇)には江ノ島合戦を起こしている。 える中核的な存在として、鎌倉公方であった足利成氏と厳しく 田道灌の父である資清(道真)とともに、関東管領上杉氏を支 はあったがまだ健在である (寛正四年八月に死去)。景仲は太 であるが、太田氏にとってもっとも意識しなければならない。 杉家や山内上杉家もまだ一定の実力を保持していたことは勿論 いたと思われるが、新たに迎えられた新関東管領兼武蔵守護 (景棟ゥ) に充てて、「鶴岡 八幡宮領武州所々事」 (昌賢) が、既に晩年で につき 相

a(寛正二年六月

社家、惣社領社家之以代官被致入部処ニ、社家御使者延引今月十三日、関戸六ヶ村、今度長尾正賢(昌賢)以儀、自

間トテ、供僧中以代官被致入部間、甚深之衆会内談処ニ、

一切当会所へ被申事無之、

(寛正二年七月

関戸六ヶ村、去月守護役并供僧中役〔肥田主計助〕相共ニ

請取之、…

c (同前

間、可請取衆会内談、…… 申間、既官(管)領之以御教書、武州吉富郷六ヶ村供僧領就今度之一乱、社領騒入部数年也、仍当年社家以御吹挙御

所々」についての関東管領奉行人奉書が前記のように武蔵守護 がこから読みとれる。これらの記事は「鶴岡 八幡宮領武州 とがこから読みとれる。そのうちでまず、関戸郷についての対応が 進められ、供僧側からの使者としては肥田が派遣されていたことが読みとれる。そのうちでまず、関戸郷についての対応が とがこからの代官を送り込み、その回復を図ろうとしていた に別当)からの代官を送り込み、その回復を図ろうとしていた に別当)からの代官を送り込み、その回復を図ろうとしていた にとが読みとれる。これらの記事は「鶴岡 八幡宮領武州 とがこから読みとれる。これらの記事は「鶴岡 八幡宮領武州 とがこから読みとれる。これらの記事は「鶴岡 八幡宮領武州 とがこから読みとれる。これらの記事は「鶴岡 八幡宮領武州 とがこから読みとれる。これらの記事は「鶴岡 八幡宮領武州

からの援助があったと考えてよい。 c で吉富郷は供僧領であるからの援助があったと考えてよい。 c で吉富郷は供僧領であるからの援助があったと考えてよい。 c で吉富郷は供僧領であるからの援助があったと考えてよい。 c で吉富郷は供僧領であるからの援助があったと考えてよい。 c で吉富郷は供僧領であるからの援助があったと考えてよい。 c で吉富郷は供僧領であるがらの援助があったと考えてよい。 c で吉富郷は供僧領であるがらの援助があったと考えてよい。 c で吉富郷は供僧領であるからの援助があったと考えてよい。 c で吉富郷は供僧領であるからの権道を持つ領主側と協調する形でその活動を進めていたことが窺える。

所)として在郷していたようである。それはとしていた。当時の関戸郷では、田口慶秋島という者が代官(政

こうした長尾氏の姿勢に対して、

鶴岡社も好意的に応えよう

今月二日、吉富郷ヨリ田郷史料⑫(寛正二年九月)

 $\widehat{\Box}$

注進在之、

いう記述などから推察できる。史料⑪と関連×同四日、彼代官田口方ヨリ注進在之、……

ば、この田口慶秋が長尾氏の配下に組み込まれた者であったとという記述などから推察できる。史料⑪と関連させて捉えれ

何らかの具体的な実力行使を伴う必要がある。そこには長尾氏

一片の命令だけで実現できるものではなく、

の「惣社領」保護に乗り出していたのであろう。なお、こうしては、景仲が自らの威令の下にある長尾一族に指示し、鶴岡社代に出されていることと符合する。少なくとも武蔵国内につい

た社領の回復は、

この郷に送り込もうと画策していた。しかし、考えても大過ないであろう。一方、太田道灌はそれ以外の者を

史料の

a(寛正二年七月

写之、副返事遣之、 備州(太田資清)、彼田口錯乱之刻、被出吹挙了、仍今度 備州(太田資清)、彼田口錯乱之刻、被出吹挙了、仍今度 連判、既出補任之上者難領掌申侯由申 [] 其上以前親父 太田左衛門大夫(道灌)、関戸代官事申之、即 [] 以

b(寛正二年九月

田大輔(夫)方へ、社家ヨリ如此供僧同心申由被仰間、我テ、供僧同心不可叶由申候トテ御返事被申間、社家ヨリ太時、既ニ社家ヨリ執行へ此由被仰時ハ、此方へ一切不承候以前太田方ヨリ、吉富郷ノ代官、社務ヘツキ申ノソミ被申

等ヲ太田方ハミナ~ヲウラミ候、

要求に反対していると話をまとめ、社家もそれを太田方に回答ところ、執行は外方供僧には何も告げずに、供僧全体が太田の代官補任の要求は受け入れられない、そもそもこの田口はかつて問題を起こした経歴があるが、その時に鶴岡社に対して田口で問題を起こした経歴があるが、その時に鶴岡社に対して田口で問題を起こした経歴があるが、その時に鶴岡社に対して田口である。aでは既に田口を補任している以上、太田方の新たなである。aでは既に田口を補任している以上、太田方の新たなである。aでは既に田口を補任している以上、太田方の新たなである。aでは既に田口を補任している以上、太田方の新たなのと、この件では鶴岡社によって太田方の意向が一蹴されたのと、この件では鶴岡社によって太田方の意向が一蹴されたのと、この件では鶴岡社によって太田方の意向が一蹴された回答

と連携する形になっていたことが、こうした展開の背景になった、関戸(吉富)郷では一転して強気な構えをみせ、太田方のように、佐々目郷では太田道灌の要求に屈服しつづけた鶴岡外方供僧までが恨みを買ってしまった、ということになる。この手僧の勝手な筋書きであったのに、それを知らぬ太田道灌からはしたという。珎祐にいわせると、この拒絶回答は執行と内方供したという。珎祐にいわせると、この拒絶回答は執行と内方供

長尾氏と競合する側面を有していたのである。長尾方はそうし東管領や武蔵守護などの権威と権限を事実上操ることが可能な太田道灌は武蔵など南関東での勢力拡大を進めるに際して、関

ていたとみてよいであろう。

以上はあくまで一例であるが、そこからも推察できるように、

方に非難の口実を与えたり、鶴岡社を長尾方に押しやってしまた権威や権限を握る立場にあるためであろうか、鶴岡社のようた権威や権限を握る立場にあるためであろうか、鶴岡社のような大寺社に対しては保護の姿勢を示すとともに、その社領の一な、道灌も無視することはできなかった筈である。鶴岡社のような、道灌も無視することはできなかった筈である。鶴岡社のような、道灌も無視することはできなかった筈である。鶴岡社のような、道灌も無視することはできなかった筈である。鶴岡社のような、道灌も無視することはできなかった筈である。長尾方はそうし長尾氏と競合する側面を有していたのである。長尾方はそうし長尾氏と競合する側面を有していたのである。長尾方はそうしまでは、

うなどの好ましからぬ結果を招来する危険性があろう。

さらにもう一点、

関戸郷の事例による推測を重ねておけば、

任は、 田口 方が田口を擁護し、鶴岡社に売り込んでいた様子が窺える。田 るが、史料⑬aでみると、それより以前のある段階では、 なかった。寛正二年段階での鶴岡社による関戸郷回復と田口補 こそ、この人物は固定的にひとつの勢力だけに属することは 慶秋もそうした武士の一人ではなかったか®。そうであるから 込み、恩を与える形で鶴岡社に推挙していたと思われる。田 ために送り込むのではなく、現地周辺の中小規模の武士を取 田氏や長尾氏が武蔵各地の鶴岡社領に支配の手を伸ばすとい 慶秋の動向からも見えてくる問題があるのではないか。 前記のように長尾景仲の影響下でなされたことと思われ それは自分たちの身近に仕える者をわざわざ現地支配 、太田 太 Ø 0

二位房のラインが示していた、

実力による強硬な支配と、

する試みでもある。

関東の歴史像を多少なりとも豊かにしていくための視点を模索でも筆者なりの認識を付け加えようとすることで、当該期の南

側に与そうと揺れ動いていたらしい。そうした者を組織できる口慶秋は太田氏と長尾氏の間で、自らに有利な条件をもたらす

たため、ここで話の筋を整理し直すと、佐々目郷で太田道灌-以上、佐々目郷から離れて関戸郷についての事例を暫く扱っ

割を果たしていた当時の南関東で、どのような政治・軍事状況 事例ではなく、太田道灌や長尾景仲などの武家勢力が大きな役 とである。そこで得られる視点としては、まず第一に、 ていた出来事に着目することができるのではないか、というこ た。本章での検討は、 が展開していたのかを窺っていくための窓にもなるものであっ ろうということである。こうした視点から改めて見直すと、『記 よう運動することも、太田や長尾にとっては意味が存したであ ていく上で、鶴岡社のような上級領主の与える職を獲得できる して組織されていない各地域の武士を、配下に組み込みつづけ されていたということである。そして第二には、必ずしも安定 での勢力拡大にあたって、太田方は長尾方との競合を余儀無く 的に理解するための手掛かりとして、 社による職の補任や賦課手続きの尊重という二つの側面を整合 録』が語る佐々目郷の様相は、ひとつの地域だけにおける特殊 従来の研究史に学びつつ、そこにわずか 同時期の関戸郷で起こっ 南関東

そこでは一見すると、まだ鶴岡社から補任されるさまざまな職よりも一層、その実体を失いつつあったということができよう。展開に採まれながら、鶴岡社領としての佐々目郷は、応永段階なお、小稿の目的に立ち返っていうならば、こうした情勢の

小稿の論旨も、ここで一度閉じられてよいであろう。鶴岡社領佐々目郷における直務支配の解体過程を辿ろうとした姓たちも、その勢威の前に圧伏されるのが実情となっていた。に組織されようとする地域武士たちの論理と必要によって扱わにを長尾といった南関東の広域にわたる武家勢力と、その配下田や長尾といった南関東の広域にわたる武家勢力と、その配下の存在が生きているようでもある。しかし、それらは既に、太

おわりに

本の で成立の では対応できなくなっていた応永期の佐々目郷においては、 力では対応できなくなっていた応永期の佐々目郷においては、 のために関東管領奉行人奉書が守護代に送られていたように、 のために関東管領奉行人奉書が守護代に送られていたように、 のために関東管領奉行人奉書が守護代に送られていたように、 のために関東管領奉行人奉書が守護代に送られていたように、 のために関東管領を行人奉書が守護代に送られていたように、 のために関東管領を行人を書が守護代に送られていたように、 のために関東管領を行人を書が守護の武力が期待され、その発動 できたその存在を確認することになった。ただ、同時にその枠 相が実際に作動し得るかどうかは、必ずしも自明ではなく、守 できたその存在を確認することで、確認したつもりであ のために関東管領を行人を書が守護代に送られていたように、 のために関東管領を行人を書が守護代に送られていたように、 のために対応できなくなっていた応永期の佐々目郷においては、 力では対応できなくなっていた応永期の佐々目郷に関連してよく知られている、豊嶋氏と

が機能しない状況下で起こってくる、鶴岡社にとっては余儀なを担うことになるとの現象は、こうした領主と守護の協力関係いう近隣の有力な在地勢力が政所(代官)に補任され現地支配

くされた選択であったのではなかろうか。

からの流れで考えれば、武家勢力の関与がより顕著になる下で 要となる条件は、 佐々目郷などを直接掌握していくような、 であったと思われるが、 旧来からの権威を保つ上級領主の存在は、なお尊重すべきもの ないか。その意味では、太田や長尾にとっても鶴岡社のような の現地支配を正統化してやることなどが有効であったためでは たちを配下に組織するために、 大の競合の下では、必ずしも明確に系列化されない各地の武 希求される現象が目につくが、それは太田と長尾による勢力拡 任する職が、広域的な武家勢力やその配下の武士たちによって 顕著な一例となっていたと思われる。そこではなお鶴岡社の補 期には各地で見出されるようになっていたし、佐々目郷もその 力によって、鶴岡社領のありようも左右される状況が、この時 景仲などの、 段階として位置づけることができるであろう。太田道灌や長尾 できる長禄・寛正期は、その傾向がより明確になっていた第二 第一段階であったとするならば、次に現地の様相を辿ることが 以上が佐々目郷に対する鶴岡社の直務支配の解体が進行する 関東各地に強大な影響力を築きつつあった武家勢 既に失われていたことが見てとれる。応永期 しかし鶴岡社が自らの実力によって 上級領主からの補任によってそ 直務支配のために必

まったのである^②。

・学ったのである^③。

・学ったのである^③。

・学ったのである^③。

・学ったのである^③。

・学ったのである^③。

・学ったのである^③。

・学ったのである^③。

・学ったのである^③。

・学ったのである^④。

・学ったのである^④。

・学ったのである^④。

・学ったのである^⑤。

・学ったのである^⑤。

・学ったのである^⑤。

・学ったのである^⑥。

・学ったのである^⑥。

・学ったのである^⑥。

・学ったのである^⑥。

・学ったのである^⑥。

・学ったのである^⑥。

・学ったのである^⑥。

・学ったのである
・『・学ったの直務支配の下に置かれた社領という自律

注

さが足りないように感じられる。小稿ではあくまで便宜的に、八幡宮寺としても、それは鶴岡だけを指す呼称としての明確われる。ただ、この呼び方ではやや煩雑さが残り、また単にわれる。ただ、この呼び方ではやや煩雑さが残り、また単にわれる。ただ、この呼び方ではやや煩雑さが残り、また単にかれる。ただ、この呼び方ではやや煩雑さが残り、また単にかれる。(1)以下の叙述でも明らかなように、当時の鶴岡は神仏習合(1)以下の叙述でも明らかなように、当時の鶴岡は神仏習合

(2)どちらも『神道大系 和市史 らいの意識で「鶴岡社」という呼び方を用いることにしたい。 考えによって行なっている。従って、小稿での見解の責任も、 てはその部分を参照することはせず、解釈はあくまで筆者の は極めて懇切な史料集となっているのであるが、小稿におい と解説が付されている。その意味では両書特に『川口市史! る訓読があり、さらに『川口市史』では田代脩氏による訓読 掲載部分ごとに『浦和市史』では青木義脩氏・大村進氏によ 感謝したい。但し写真で文字を確認しながら小稿に引用して 史料の確認は、主に『川口市史』に拠っており、その学恩に して活用する上で非常に便である。小稿も佐々目郷に関する 彰考館本を底本として写真と翻刻が載せられており、 において、佐々目郷などに関わる部分がほぼ網羅的に、水戸 や『川口市史 古代・中世資料編』(一九七八年、 神道大系編纂会)に翻刻されている。『事書』はほかに、『浦 すべて筆者に存するものである。なお、佐々目郷関係以外の いるため、筆者の考えで読みを改めている部分もある。また、 「供僧中心の「社」ではあるが」という但し書きをつけるく 『事書』と、『記録』の全体については『神道大系』の翻刻を 第二巻 古代中世史料編Ⅰ』(一九七七年、浦和市 神社編二〇 鶴岡』(一九七九年) 川口市

る副題は省略する)。小稿で扱う時期全体の佐々目郷につい(3) 主要な論考を挙げておく(以下、論文・著書題目におけ

参照した。

岸氏「『府中使』と『衆中』・『使節』」(『埼玉県史だより』 [史 総合的研究』所収、一九八八年。以下、田代氏 d論文)、峰 をめぐる若干の問題」(科学研究費報告書 月報八、一九七九年。以下、田代氏 c 論文)、同氏「佐々目郷 | 「府中』か『衆中』か」(前掲『神道大系 神社編二〇 間の農民闘争と守護の介入の問題を扱ったものに、 氏「その後の佐々目郷と矢古宇郷」(『埼玉県史研究』五、 三〇〇、一九六五年。以下、峰岸氏a論文とする)、同氏「村 一九八〇年。以下、田代氏り論文)などがあり、特に応永年 一九八〇年、吉川弘文館。以下、田代氏a論文とする)、同 の基盤」(『豊田武博士古稀記念日本中世の政治と文化』所収、 国社会と農民闘争」(『民衆史の課題と方向』所収、一九七八 版会。以下、峰岸氏b論文)、佐藤和彦氏「一四・一五世紀東 落と土豪」(『講座日本史三』所収、一九七○年、東京大学出 岸純夫氏「東国における国人一揆の基盤」(『歴史学研究 建制成立過程の研究』[一九六一年、岩波書店]に収載)、 るものとしては、永原慶二氏「東国における惣領制の解体過 ては、丸山雍成氏「室町時代における庄園村落と農民の動向 (『戸田市史研究』 三一書房)、田代脩氏「中世東国における農民闘争とそ (『史学雑誌』六一一三、一九五二年。のち同氏 中世一〕、一九八二年。以下、峰岸氏 c 論文)、 七、一九八六年)がある。農民闘争に関す 『北日本中世史の 『日本柱 田代氏 鶴岡

> 埼玉県」第五章第一 の動向」(『新編埼玉県史 川口市] 第二編第二章)、 倉公方と関東管領」(『川口市史 通史編Ⅰ』[一九八七年、 章第二節)、田代脩氏「鎌倉府の支配と動揺」(『浦和市 代の蕨周辺」(『蕨市の歴史 目を通すことができた範囲で、 自治体史で佐々目郷を総体的に扱った論述としては、 関東』 [一九九五年、校倉書房] に収載) も重要である。 なお る鶴岡八幡宮の所領支配と代官」と改題して同氏『鎌倉府と 官」(『三浦古文化』四四、一九八八年。のち「室町期におけ らに佐々目郷など鶴岡社領と関東の武士たちの関係について 収載。以下、峰岸氏d論文)などを挙げることができる。 のち同氏『中世の東国』[一九八九年、東京大学出版会]に 世・近世の国家と社会』所収、一九八六年、 検討する山田邦明氏「室町期における鶴岡社の所領支配と代 節・第二節) 浦和市] 第三編第三章)、 同氏「武蔵国の中世荘郷」・「在地 通史編二 中世』[一九八八年 一』[一九六七年、蕨市]第 丸山雍成氏「南北朝・室町時 などがあったと思う。 通史編上』「一九八八年 東京大学出版会。 同氏 筆者が 史

- (5)山田氏前掲注三論文。(4)峰岸氏d論文。
- (6) 注三参照。
- とするケアレスミスを犯している。それが論の説得力をややは論文で、史料⑤cにみえる府中使者の粮物三十疋を三貫文(7)田代氏c・d論文。峰岸氏c・d論文。なお、峰岸氏はc・

四分

一五世紀東国の寺社領における農民闘争と権力」(『中

収載するに際しては、それを正しく三百文と訂正された。もなったと思われるが、のちは論文を前掲『中世の東国』に弱め、次の注八のような田代氏からの再批判をうける一因と

(8)田代氏d論文では、峰岸氏の批判を大筋で受け入れなが

申」ではないかとして、「府中使者」としなければならない ければならない。第二に田代氏は、史料⑤cの「入部」は「入 それを史料⑤cのように改めて郷役とするのはおかしいであ この「衆中使節」は鶴岡社で下向の粮物を支給されており いかということである。しかし、史料④に明らかなように、 鶴岡社から派遣されているから、これらは一致するのではな るが、後出の史料④b、cのように九月には「衆中使節」が は三つであり、第一に史料⑤cは応永五年九月のことを述べ 筆者の考えるところを簡単に述べておきたい。田代氏の論拠 討する上で特に重要な史料であると思われるので、ここでは と思われる。この史料⑤cは応永五年の佐々目郷について検 の東国』に収載されるなど、基本的に自説を維持されていた 接それに応えていないが、のちd論文をそのまま前掲『中世 く「衆中使者」の誤記ではないかと反論された。峰岸氏は直 らも、後出の史料⑤cについてはやはり「府中使者」ではな 史料④と⑤cは、それぞれ他者についての記事と見な

- (9) 田代氏 c 論文。
- (10) 峰岸氏c・d論文。
- 被下之」と記される。
 「(上総国) 佐坪郷為当年所務、両使〔綿貫継玄・平川祐玄〕(1) たとえば後掲の史料⑥Ⅲ(『事書』応永二年閏七月)では

渡下地於黄梅院(円覚寺塔頭)雑掌」きことを「千坂越前守」崎西郡・足立郡内の所領について、「守御寄進状之旨、可打古文書編二』[一九九四年、角川書店]四六三号)は武蔵国朝宗の施行状(『東京都古代中世古文書金石文集成 第二巻(2))たとえば応永四年七月廿日付の関東管領兼武蔵守護上杉(2)

はないが、ただ、なぜ「入申」ならば「衆中使者」になるの部」とも「入申」とも読めると思う。それにこだわるつもり論拠が失われるとされる。写真でみる限り、この部分は「入

示している。に充てて命じており、千坂越前守が武蔵守護代であることを

(14) 峰岸氏c· d論文。

護使の「入部」という区分をより明確にするものであろう。『記れていて見ると、当時の政所となる者は、鎌倉で任命されて地へ下るのではなく、最初から現地周辺の武士が任命されていたと考えられる。その赴任は鎌倉からの「下向」ではない。いたと考えられる。その赴任は鎌倉からの「下向」ではないのいて見ると、当時の政所となる者は、鎌倉で任命されて現かし、こうした批判には疑問が残る。まず『事書』の記述にかし、こうした批判には疑問が残る。まず『事書』の記述に

とは論証できないであろう。以上のように、筆者は丸山氏のとは論証できないである。の場合にも「入部」が用いられたというこだけが鎌倉から下る場合にも「入部」が照けられており、肥田とともに長尾配下の武士たちが現地での活動主体となっていたことを推尾配下の武士たちが現地での活動主体となっていたことを推起「守護役并供僧中役」が懸けられており、肥田とともに長尾配下の武士たちが現地での活動主体となっていたことを推尾配下の武士たちが現地での活動主体となっていたことを推足である。この場合の「入部」が開からは、衆中の使者をないものである。少なくともこの記事からは、衆中の使者をないものである。少なくともこの記事からは、衆中の使者をいい、武蔵守護であるには論証できないであるう。以上のように、筆者は丸山氏のとは論証できないであるう。以上のように、筆者は丸山氏のはいば、は、一般に、大田にいる。

峰岸氏に対する批判は成り立ちがたいと考え、小稿でも⑤c

ころなどで見ていくように、肥田は他勢力に押領されている次の『記録』寛正二年六・七月の記事であるが、史料⑪のと

録』の寛正三年九月の記述も同様な事例と見なし得る。また、

を守護使についての史料として扱っている。

- (16) 山田氏注三前掲論文。
- (18) たとえば鶴岡社から佐坪政所に「被成書下〔十月三日〕 之処」、それに対する「政所〔平田〕返事状云」は、十一月
- 見」するところとなったというのである。実際の通信に一月 う。十月三日付の書下が、翌月の二日になって佐坪政所の「拝 もかかったとは到底考えられず、十月三日に作成された書下 る(『事書』応永四年十一月)、というのは極端な一例であろ が実際に佐坪に送られたのは、ずっとあとの、十一月近くに 六日付で「抑去二日、御書下之旨、謹拝見仕了」と述べてい
- (19) 峰岸氏c・d論文。 なってからではなかったろうか。
- (20)『事書』応永五年十一月の記事に、「佐々目政所職所望事、 荒居入一(道)云々、此条無人之間閣之」とみえる。
- (2)もっとも、この時の鶴岡社内は大分混乱していたようで が再び補任されたのである (『事書』 応永六年四月)。 の干渉によって覆され、以前に公文に在任していた中祥監寺 るが、この人事は直ぐに鶴岡社のトップである社家 ある。四月にまず荒居入道世富が新公文に補任されたのであ (別当)
- (23) 『豊島氏とその時代』 近年、中世豊島氏に関する研究は着実に積みあげられている。 (新人物往来社、一九九八年) など、

- 峰岸氏a論文。
- 25 丸山氏注三前揭論文。 田代氏り論文。
- 山田氏注三前揭論文。
- 28 田代氏り論文。

山田氏注三前揭論文。

30

- 寛正元年二月に「関東ノ公方様者、合戦打カタセ給テ、 方様(足利成氏)ニハ未下野御座在之」とあるが、これは翌 は、『記録』の他の部分にも見出せる。長禄三年十一月には「公 「未」を否定の再読文字とせず「今のところ」とする用法 如元
- と訳すしかないのである。 たままの筈であるから、これも「まだ伊豆においでになる 御座在之」とも記されるが、当時政知は伊豆の堀越に留まっ く寛正元年二月には「京都ノ主君(足利政知)者、未豆州ニ
- (31)これは「未」を「いまだ~せず」との再読文字と理解し で見たような⑨、⑩の示す当時の現地状況と整合的につなげ 未渡者也」だけからならば別の解釈も可能であろうが、本文 見ることも可能である。勿論「弥々彼二位方得力申間、 と読んで、政所職が二位房の手に握られている状況の説明と た読みと解釈になる。ただ、ここを「いまだ渡るものなり」

るためには、このように解釈するしかないであろう。

らっしゃる」と解さなければならないであろう。また、同じ

下野御陣御座アリ」とみえるから、「いまだに下野の陣にい

- (32) 田代氏 b 論文。
- (33) 山田氏注三前揭論文。
- 書 長尾氏の研究』(一九七八年、名著出版)などを参照した。(34)以下、長尾氏については、勝守すみ氏 『関東武士研究叢

35

『鶴岡叢書

第三輯

鮮明鶴岡八幡宮古文書集』(一九八〇

奈川県)六二七六号。前掲『川口市史 古代中世資料編』奈川県史 資料編三 古代・中世(三下)』(一九七九年、神年、鶴岡八幡宮社務所)の「鶴岡八幡宮文書」八八号。『神

一二八号。などとして掲載されている。

- 載)が詳しく検討されている。徳の乱と鶴岡八幡宮」と改題して前掲『鎌倉府と関東』に収徳の乱と鶴岡八幡宮」と改題して前掲『鎌倉府と関東』に収徳の乱と鶴岡社』(『戦国史研究』一七、一九八九年。のち「享(3))この時期の関戸郷をめぐる情勢については、山田邦明氏「享
- (37) 名前は『記録』寛正二年十一月に載る。
- 岡社の供僧が下向する場合のほかは、武士が各地の代官に補寛正期の鶴岡社領の代官を抽出し検討する作業を通して、鶴で、田口には直接言及されなかったが、『記録』から長禄・山田邦明氏は前掲「室町期における鶴岡社の所領支配と代官」出野・業者は、この人物について詳しい情報を持たない。ただ、第
- 39) 田代氏b論文。

任されていたことを指摘されている。

- (40) 同前。
- (41) 小稿は、筆者が一九八○年代に東京都立大学の学部・大

これが当面の筆者なりに、 が小稿である。そのため随処に疎漏な部分があるとは思うが、 思い立ち、年が明けてからの短時日に一気にまとめ直したの 三十年来積み残してきた宿題にひとつの区切りをつけたいと とができた。その時、 るが、昨二○一四年の秋、筆者は歩行中に自動車にはねられ、 には思わぬでもなかったが、その機会を得ぬままに今日まで 当時の漠然とした構想を報告する機会を与えていただいたり かった東京都立大学に、改めて深甚の謝意と敬意を捧げたい。 とともに、外圧によってその歴史と未来を閉じねばならな つもりでいる。峰岸氏からいただいた学恩に感謝申し上げる 治療と看護、リハビリ指導のおかげで何とか回復に向かうこ のご加護があったかは不明であるが、病院の皆さまの懇切な 暫く入院することを余儀無くされた。不信心者の筆者に神仏 時間が経ってきた。ところが、私事に紙筆を割いて恐縮であ もしていた。それらをいつかまとめる機会でもあればと、時 ける鶴岡八幡宮寺の直務支配の崩壊について」と題目を立て、 十二月十二日には中世史研究会例会で「武蔵国佐々目郷にお けるたびに少しづつ補訂を加えていたし、また一九九一年 作成したメモ類は、それ以後、新たな研究に接して刺激を受 書』・『記録』を講読した時の考察が基礎になっている。 学院の日本中世史演習で、 折角拾った命であれば、この機会に 年来の宿題に対して出した答えの 峰岸純夫教授のご指導の下に